

別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十三条及び五十四条関係）

特定有害物質の種類	基準値	
	溶出量(単位 検液一リットルにつきミリグラム)	含有量(単位 土壌一キログラムにつきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇〇三	カドミウムとして 四五
二 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	遊離シアンとして 五〇
三 有機 ^{りん} 化合物	検液中に検出されないこと。	
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・〇一	鉛として 一五〇
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・〇五	六価クロムとして 二五〇
六 ^ひ 砒素及びその化合物	^ひ 砒素として 〇・〇一	^ひ 砒素として 一五〇
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	水銀として 一五
八 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
九 トリクロロエチレン	〇・〇一	
十 テトラクロロエチレン	〇・〇一	
十一 ジクロロメタン	〇・〇二	
十二 四塩化炭素	〇・〇〇二	
十三 一・二ジクロロエタン	〇・〇〇四	
十四 一・一ジクロロエチレン	〇・一	
十五 一・二ジクロロエチレン	〇・〇四	
十六 一・一・一トリクロロエタン	一	
十七 一・一・二トリクロロエタン	〇・〇〇六	
十八 一・三ジクロロプロペン	〇・〇〇二	
十九 チウラム	〇・〇〇六	
二十 シマジン	〇・〇〇三	
二十一 チオベンカルブ	〇・〇二	
二十二 ベンゼン	〇・〇一	
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・〇一	セレンとして 一五〇
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 一	ほう素として 四、〇〇〇
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 〇・八	ふっ素として 四、〇〇〇
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇〇二	

備考

- 一 溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量をいい、含有量とは土壌に含まれる特定有害物質の量をいう。
- 二 基準値は、溶出量にあっては土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第三項第四号、含有量にあっては同条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 三 「検出されないこと」とは、二に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 四 有機^{りん}化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第十二の二 地下水基準（第五十四条関係）

特定有害物質の種類	基準値（単位 検液一リットルにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇〇三
二 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
三 有機 ^{りん} リン化合物	検液中に検出されないこと。
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・〇一
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・〇五
六 ^ひ 砒素及びその化合物	^ひ 砒素として 〇・〇一
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
九 トリクロロエチレン	〇・〇一
十 テトラクロロエチレン	〇・〇一
十一 ジクロロメタン	〇・〇二
十二 四塩化炭素	〇・〇〇二
十三 一・二—ジクロロエタン	〇・〇〇四
十四 一・一—ジクロロエチレン	〇・一
十五 一・二—ジクロロエチレン	〇・〇四
十六 一・一・一—トリクロロエタン	一
十七 一・一・二—トリクロロエタン	〇・〇〇六
十八 一・三—ジクロロプロペン	〇・〇〇二
十九 チウラム	〇・〇〇六
二十 シマジン	〇・〇〇三
二十一 チオベンカルブ	〇・〇二
二十二 ベンゼン	〇・〇一
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・〇一
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 一
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 〇・八
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇〇二

備考

- 一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第二項第二号により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機^{りん}リン化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第十二の三 第二溶出量基準（第五十五条の二関係）

特定有害物質の種類	基準値(単位 検液一リットルにつきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇九
二 シアン化合物	シアンとして 一
三 有機 ^{りん} 燐化合物	一
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・三
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 一・五
六 ^ひ 砒素及びその化合物	^ひ 砒素として 〇・三
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇三
九 トリクロロエチレン	〇・一
十 テトラクロロエチレン	〇・一
十一 ジクロロメタン	〇・二
十二 四塩化炭素	〇・〇二
十三 一・二—ジクロロエタン	〇・〇四
十四 一・一—ジクロロエチレン	一
十五 一・二—ジクロロエチレン	〇・四
十六 一・一・一—トリクロロエタン	三
十七 一・一・二—トリクロロエタン	〇・〇六
十八 一・三—ジクロロプロペン	〇・〇二
十九 チウラム	〇・〇六
二十 シマジン	〇・〇三
二十一 チオベンカルブ	〇・二
二十二 ベンゼン	〇・一
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・三
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 三十
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 二十四
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇二

備考

- 一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則第六条第三項第四号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機^{りん}燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第十二の四 第二地下水基準（第五十五条の二関係）

特定有害物質の種類	基準値（単位 検液一リットルにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇三
二 シアン化合物	シアンとして 一
三 有機 ^{りん} 化合物	一
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・一
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・五
六 ^ひ 砒素及びその化合物	^ひ 砒素として 〇・一
七 水銀及びその化合物	水銀として 〇・〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇三
九 トリクロロエチレン	〇・一
十 テトラクロロエチレン	〇・一
十一 ジクロロメタン	〇・二
十二 四塩化炭素	〇・〇二
十三 一・二ジクロロエタン	〇・〇四
十四 一・一ジクロロエチレン	一
十五 一・二ジクロロエチレン	〇・四
十六 一・一・一トリクロロエタン	三
十七 一・一・二トリクロロエタン	〇・〇六
十八 一・三ジクロロプロペン	〇・〇二
十九 チウラム	〇・〇六
二十 シマジン	〇・〇三
二十一 チオベンカルブ	〇・二
二十二 ベンゼン	〇・一
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・一
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 十
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 八
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇二

備考

- 一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則第六条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機^{りん}化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。